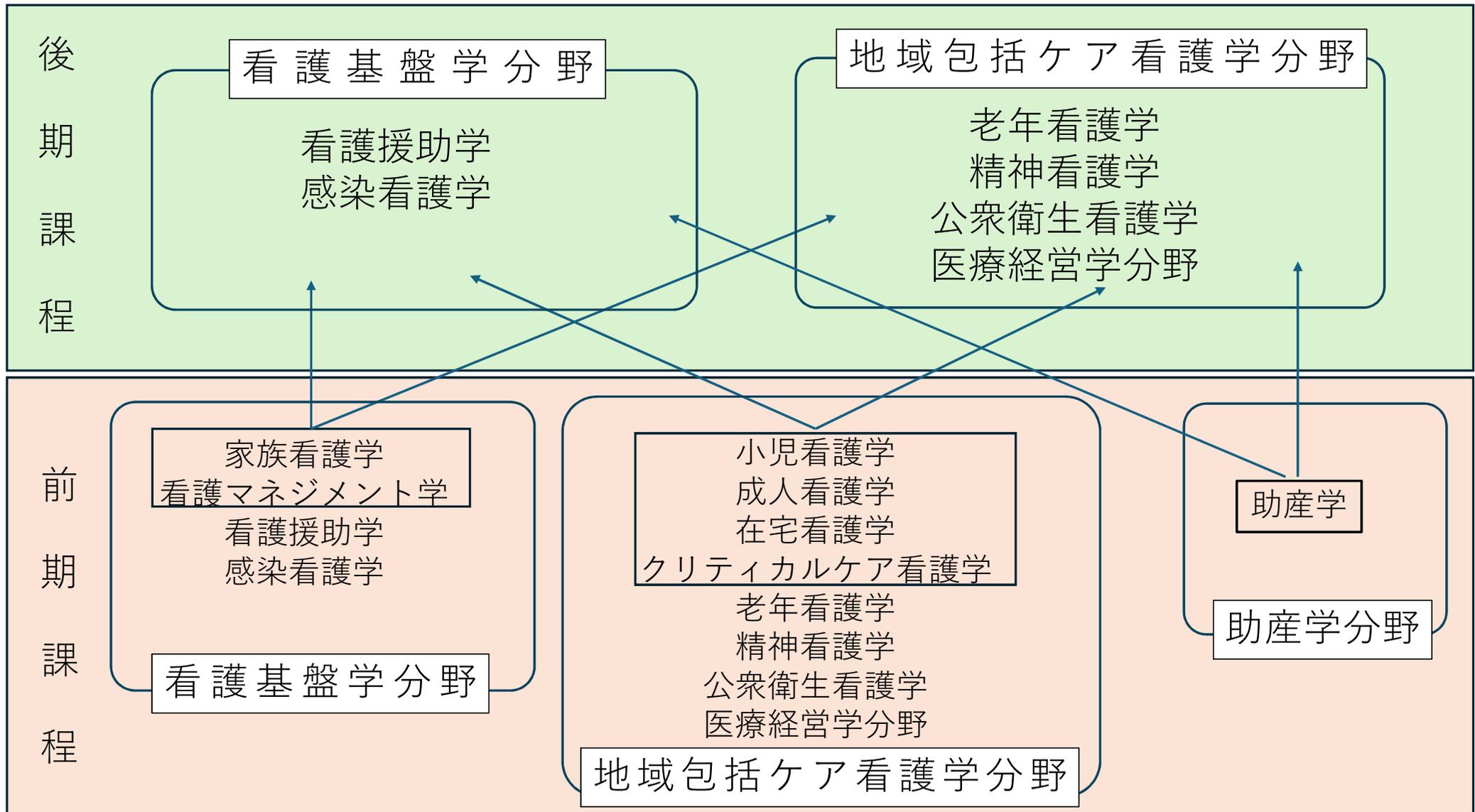


審査意見への対応を記載した書類 資料編 目次

- 資料1-1 博士前期課程と博士後期課程の継続性について
- 資料1-2 養成する人材像と3ポリシーの対応表（博士前期課程）
- 資料1-3 養成する人材像と3ポリシーの対応表（博士後期課程）
- 資料2-1 履修モデル
 - ・高度実践クリティカルケア看護（専門看護師）領域でかつ外科術後病棟管理パッケージ（特定行為研修）を履修する場合
 - ・高度実践精神看護学（専門看護師）領域でかつ関連する特定行為研修（水分・栄養管理、精神に係る薬剤管理）を履修する場合
- 資料7-1 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程
- 資料7-2 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程

博士前期課程と博士後期課程の継続性について

資料 1 - 1



養成する人材像と 3 ポリシーの対応表（博士前期課程・研究コース）

人材像	アドミッション・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
<p>専門領域についての深い理解と研究活動を通して保健医療福祉に関わる課題解決や看護学全体の発展に寄与する人材</p>	<p>1.幅広い基礎学力を有し、かつ希望する専門領域の基礎知識を有する人</p>	<p>看護学研究を進める上で必要な研究手法を修得し、設定した研究課題を研究のプロセスに沿って科学的に解決する能力を有している。</p>	<p>・「看護基盤科目」には看護学研究に必要となる研究方法論に関する科目に加えて看護倫理学、看護理論等実践の振り返りや刷新に寄与する科目を設定し、看護研究方法論および看護倫理学は必修科目とする。</p>
	<p>3.看護学を通じて地域包括ケアシステムの改善・発展に貢献する意志を有する人</p>	<p>地域や社会の保健医療福祉に関わる課題解決及び看護ケアの向上に資する研究を遂行する能力を有している。</p>	<p>「専門基礎科目」は、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための基礎となる科目である。</p>
<p>自己教育力と高いプロフェッショナル意識・倫理観を持った人材</p>	<p>2.人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人</p>	<p>保健・医療・福祉専門職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を有している。</p>	<p>・「看護学専門科目」に、研究課題の明確化、研究計画の立案と実施、結果の分析及び考察という修士論文作成のプロセスを通じて、各研究教育分野におけるより専門性を深め、博士後期課程につながる研究能力を修得する科目を配置する。論文作成にあたり、研究計画の中間報告や複数教員による、組織的で計画的な研究指導体制をとる。</p>

養成する人材像と3ポリシーの対応表（博士前期課程・高度実践看護コース）

人材像	アドミッション・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
<p>実践における課題をその解決に向け、科学的根拠に基づいて思考・分析できる人材</p>	<p>1.幅広い基礎学力を有し、かつ希望する専門領域の基礎知識を有する人</p>	<p>看護学研究の基本的な研究手法を理解し、専門領域の実践における課題を科学的な視点を持って分析する能力を有している。</p>	<p>・「看護基盤科目」には看護学研究に必要となる研究方法論に関する科目に加えて看護倫理学、看護理論等実践の振り返りや刷新に寄与する科目を設定し、看護研究方法論および看護倫理学は必修科目とする。</p>
<p>より高度な専門性と精通した臨床判断に基づきケアとキュアを融合した看護を実践でき</p>	<p>3.看護学を通じて地域包括ケアシステムの改善・発展に貢献する意志を有する人</p>	<p>専門領域に精通した臨床判断に基づき、ケアとキュアを融合する看護実践能力を有している</p>	<p>「専門基礎科目」は、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための基礎となる科目である。</p>
<p>現場でリーダーシップを発揮し多職種と協働・連携し、教育的役割・調整者としての役割を果たすことで地域包括ケアシステムを推進できる人材</p>		<p>リーダーシップとフォロワーシップを発揮して多職種・組織メンバーと連携・協働し、より質の高いケアを行うための相談・調整できる</p>	<p>・「高度実践看護コース科目」に、専門分野におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健医療福祉チーム内の調整力などの育成を目的とした科目、実践の課題を科学的に分析する能力を育成する課題研究を置き、看護実践力の高い専門看護師とタイアップして日本看護系大学協議会で認定された専門看護師教育を展開する。</p>
	<p>2.人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人 4.高度実践看護コース志望者は、対応する分野の実務経験を有し、専門看護師の資格取得を志す人</p>	<p>患者・利用者・家族に生じている倫理的問題や葛藤の解決をはかり、患者・利用者・家族の権利、尊厳を守ることができる</p>	<p>科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための「特定行為研修区分別科目」を配置し、「専門基礎科目」、「看護学基盤科目」の定められた科目を選択することにより、特定行為研修修了の認定を得ることができる。</p>

養成する人材像と3ポリシーの対応表（博士前期課程・助産コース）

人材像	アドミッション・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
<p>実践における課題をその解決に向け、科学的根拠に基づいて思考・分析できる人材</p>	<p>1.幅広い基礎学力を有し、かつ希望する専門領域の基礎知識を有する人</p>	<p>看護学研究の基本的な研究手法を理解し、助産領域の実践における課題を科学的な視点を持って分析する能力を有している。</p>	<p>・「看護基盤科目」には看護学研究に必要な研究方法論に関する科目に加えて看護倫理学、看護理論等実践の振り返りや刷新に寄与する科目を設定し、看護研究方法論および看護倫理学は必修科目とする。</p>
<p>高度な助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を有する人材</p>	<p>5.助産コース志願者は、助産師の免許取得を志す人で、看護師資格又は看護師国家試験受験資格を有する者</p>	<p>専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を有している</p>	<p>「専門基礎科目」は、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための基礎となる科目である。</p> <p>・「看護学専門科目」に、研究課題の明確化、研究計画の立案と実施、結果の分析及び考察という修士論文作成のプロセスを通じて、各研究教育分野におけるより専門性を深め、博士後期課程につながる研究能力を修得する科目を配置する</p>
<p>多様な年代の女性の性と生殖に関わる健康増進のために、生命への尊厳と多様な価値観への配慮をもって支援できる人材</p>	<p>2.人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人 4.高度実践看護コース志望者は、対応する分野の実務経験を有し、専門看護師の資格取得を志す人</p>	<p>周産期のみならずライフサイクル全般にあるすべての女性、子ども、家族そして地域社会に対して健康増進を考え、生命への尊厳を持って、個人の価値観を尊重した適切な相談、教育、支援を行うことができる</p>	<p>助産専門科目に、に専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤を修得し、助産師国家試験資格取得に必要な科目を置く。これらの科目に加え、実践の課題を科学的に分析する能力を育成する課題研究、地域の多職種と連携してハイリスクのある妊婦に対応でき、多様な年代の性と生殖に関わる健康問題に応えられる専門的知識・技術や倫理的態度を育成する科目を置く。</p>

養成する人材像と 3 ポリシーの対応表 (博士後期課程)

養成する人材像	アドミッション・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
<p>自立して看護学の理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究に取り組む人材</p>	<p>職務に関する知見を有し、看護学への探求心を有する人</p>	<p>看護学における理論的基盤の構築を目指す研究を自立して行う能力を有している</p>	<p>・ 共通基盤科目は、自立した研究者の基盤として、現象の全体性を捉えるアプローチや科学的検証等の看護研究の方法論的基盤や研究成果の発信力の強化に必要な科目で構成する。</p>
<p>研究を通じて保健医療福祉に関わる課題を解決することで、地域包括ケアシステムの推進に貢献できる人材</p>	<p>看護学研究に対する強い動機と基礎的研究能力を身に付け、自立して学修する姿勢を有する人</p>	<p>変化し続ける地域や社会の保健医療福祉におけるニーズに対応し、研究を通じてケアの質保証・質向上に貢献する能力を有している</p>	<p>・ 専門科目では、各専門領域科目を配置し、専門領域毎に特論科目及び演習科目を設定し、特に演習科目を通じて自立した研究者として、学際的かつグローバルな観点に立って看護の課題解決にリーダーシップを発揮して取り組む姿勢を修得する。</p>
<p>次世代への教育と研究成果の発信により、看護学及び看護実践の発展を推進できる人材</p>	<p>研究を通して、看護学や看護実践の発展に寄与するとともに、地域社会及び国際社会に貢献する意志を有する人</p>	<p>看護学研究において次世代を教育する能力を有している</p> <p>学際的かつグローバルな観点に立って看護の課題解決にリーダーシップを発揮して取り組み、その成果を社会に発信していく能力を有している</p>	<p>・ 研究科目は、共通基盤科目、専門科目における学修成果を、学生が自ら発展させ、創造的で新たな知見を産出する看護学研究の論文作成に取り組む科目とする。</p> <p>・ 論文作成にあたり、研究計画の中間報告や複数教員による、組織的で計画的な研究指導体制をとる。</p>

専門看護師コースで特定行為研修を履修する学生の履修モデル(概要)

科目区分等	1年次												2年次											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
専門基礎科目 (専門看護師共通B+特定共通)	→						→																	
看護学基盤科目 (専門看護師共通Aを含む)	→						→																	
高度実践看護学領域の科目	→						→																	
専門看護師関係の実習							→						→											
専門看護師課題研究							-----→						→											
各領域における特定行為研修科目	→						→																	
各領域における特定行為研修実習													→											

→ 履修を示す -----→ 履修前の準備を示す

看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程
 高度実践クリティカル領域および関連する外科術後病棟管理パッケージ(特定行為研修)を選択した場合の履修モデル

履修総単位数 72単位

科目区分	1年				2年				合計 単位数
	前期		後期		前期		後期		
	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	
専門基礎科目	フィジカルアセスメント論(＃)	2	医療安全学と特定行為実践(＃)	2					12
	臨床病態生理学(＃)	2	臨床推論(＃)	2					
	臨床薬理学(＃)	2							
	疾病・臨床病態概論(＃)	2							
看護学基礎科目	看護倫理学	2	看護理論	2					8
	看護研究方法論Ⅰ(概論)	2	看護教育論	2					
看護学専門科目	高度実践クリティカルケア看護学領域								28
	クリティカルケア看護学講義Ⅰ	2	クリティカルケア看護学講義Ⅱ	2	クリティカルケア看護学実習Ⅱ	2	クリティカルケア看護学実習Ⅲ	4	
	クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2	クリティカルケア看護学講義Ⅲ	2	クリティカルケア看護学課題研究(通期)	2	クリティカルケア看護学課題研究(通期)	2	
	クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2	クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2					
			クリティカルケア看護学演習Ⅳ	2					
			クリティカルケア看護学実習Ⅰ	4					
特定行為研修区分別科目	栄養・水分管理講義(＃)	1	動脈血液ガス管理講義(＃)	1	外科術後管理特定行為実習(通期)	8	外科術後管理特定行為実習(通期)	7	24
	栄養カテーテル管理講義(＃)	1	循環動態薬剤管理講義(＃)	1					
	呼吸器療法Ⅰ(気道確保・人工呼吸器)講義(＃)	2							
	呼吸器療法Ⅱ(長期療法)講義(＃)	1							
	術後管理(胸腔・腹腔・創部ドレーン、疼痛)(＃)	2							
単位数合計	25		22		12		13		72

(＃)の科目はe-learningを活用した科目である。

看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程
 高度実践精神看護学領域および関連する精神に関わる薬剤管理など(特定行為研修)を選択した場合の履修モデル

履修総単位数 56単位

科目区分	1年				2年				合計 単位数	
	前期		後期		前期		後期			
	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数		
専門 基礎 科目	フィジカルアセスメント論(＃)	2	医療安全学と特定行為実践(＃)	2					12	
	臨床病態生理学(＃)	2	臨床推論(＃)	2						
	臨床薬理学(＃)	2								
	疾病・臨床病態概論(＃)	2								
看護学 基盤 科目	看護倫理学	2	看護理論	2					8	
	看護研究方法論Ⅰ(概論)	2	看護教育論	2						
看護学 専門 科目	高度 実践 精神 看護学	精神看護看護学講義Ⅰ	2	精神看護看護学演習Ⅱ	2	精神看護看護学講義Ⅲ	2	精神看護看護学実習Ⅳ	2	28
		精神看護看護学講義Ⅱ	2	精神看護看護学演習Ⅲ	2	精神看護看護学実習Ⅲ	5			
		精神看護看護学演習Ⅰ	2	精神看護看護学演習Ⅳ	2	精神看護看護学課題研究(通期)	2	精神看護看護学課題研究(通期)	2	
				精神看護看護学実習Ⅰ	1					
				精神看護看護学実習Ⅱ	2					
特定 行為 研修 区 分別 科目		栄養・水分管理講義(＃)	1	精神に関わる薬剤管理講義(＃)	2	精神看護特定実習(通期)	3	精神看護特定実習(通期)	2	8
単位数合計	19		19		12		6		56	

(＃)の科目はe-learningを活用した科目である。
 精神看護学講義ⅢとⅣはどちらか一科目選択必修、および精神看護学実習ⅣとⅤのどちらか一科目選択必修となっているためそれぞれ精神看護学講義Ⅲと精神看護学実習Ⅳを履修した場合のモデルとなつ

川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程

令和 4 年 9 月 1 日
看護大学規程第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 8 条（同法第30条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、川崎市立看護大学の教授、准教授及び専任の講師、助教（以下「教員」という。）並びに助手の定年について必要な事項を定める。

(定年による退職)

第 2 条 教員及び助手は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月31日に退職する。

(定年)

第 3 条 教員の定年は、年齢65歳とする。

2 助手の定年は、年齢60歳とする。

(改正)

第 4 条 この規程の改正は、川崎市立看護大学評議会規程（令和 4 年看護大学規程第 1 号）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、評議会の構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決裁日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

川崎市立看護大学大学院研究科長の任期に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 7 条の規定に基づき、川崎市立看護大学大学院研究科長（以下「研究科長」という。）の任期について必要な事項を定める。

(研究科長の任期)

第 2 条 研究科長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 再任の場合の任期は、2 年とし、通算して 6 年を超えることができない。

(任期の起算日)

第 3 条 前条に規定する研究科長の任期は、市長が任命した日から起算する。

(改正)

第 4 条 この規程の改正は、川崎市立看護大学評議会規程（令和 4 年看護大学規程第 1 号）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、評議会の構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決裁日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(任期の特例)

2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、川崎市立看護大学大学院の設置と同時に研究科長となった者の任期については、令和 9 年度の末日までとする。